

# 日本国憲法 (the Constitution of Japan)

## ～今におけるそのありかたとは～

### ～目次～

#### 0. はじめに

#### 1. 日本国憲法

##### 1-1. 概要

##### 1-2. 具体的内容

###### 1-2-1. 基本的人権の尊重

###### 1-2-2. 平和主義

###### 1-2-3. 国民主権

###### 1-2-4. 法の支配

###### 1-2-5. 権力分立

##### 1-3. 制定史

#### 2. 改憲論

##### 2-1. 改憲論の起こり

##### 2-2. 経過

###### 2-2-1. 1950年代改憲論(第一期)

###### 2-2-2. 1990年代改憲論(第二期)

###### 2-2-3. 2000年代改憲論(第三期)

###### 2-2-4. 現在(第四期)

##### 2-3. 改憲の論点

###### 2-3-1. 天皇制

###### 2-3-2. 平和主義

###### 2-3-3. 新しい人権

#### 3. 提言

#### 4. おわりに

#### 5. 参考文献

#### 6. 資料

## 0. はじめに

2012年12月、第46回衆院総選挙において自民党が単独で絶対安定多数の議席を獲得し、政権奪還を果たした。そこで発足した第二次安倍政権は、翌年7月の参院通常選挙でも圧勝し、与党勢力が過半数の議席を獲得した。これにより衆参のねじれが解消したことで、同政権は長期政権の様相を呈してきた。安定した政権運営が可能となった今、安倍首相が先頭に立って取り組もうとしているのが「憲法改正」である(自民党は既に「日本国憲法改正草案」を発表している)。

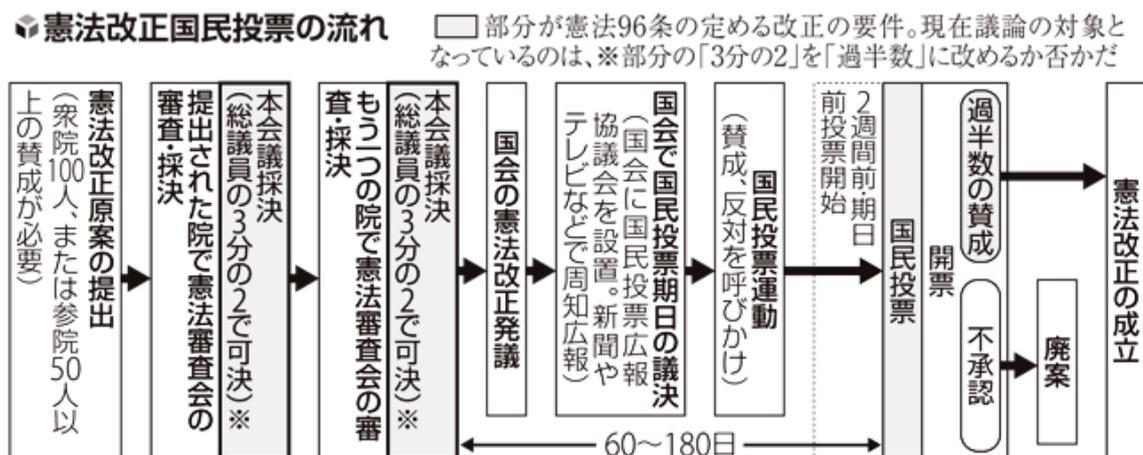
我が国の基本方針を定めている日本国憲法。この中身や制定の歴史、そして活発化する改憲論争について考察をした上で、日本における憲法のありかたについて提言を行おうというのが本研究の意図である。

## 1. 日本国憲法

### 1-1. 概要

日本国憲法とは、現在の日本の国家形態、統治組織、統治作用を規定している憲法典である。前文、11章103条からなっている。日本における最高法規であり、下位規範である法令などにより改廃されることはなく、この憲法に違反する法令や国家の行為は無効である(98条)。「憲法典」とあるように文書の形で制定されているため、「成文憲法」である(⇨不文憲法)。また、憲法改正のための要件が通常の法令の改正要件に比べ加重されている(96条)ため、「硬性憲法」である(⇨軟性憲法)。

<図1> 憲法改正国民投票の流れ(読売新聞より)



### 1-2. 具体的内容

日本国憲法の理念は、「個人の尊厳」を確保することにある(13条)。人間社会におけるあらゆる根源が個人にあり、他の何にもまさって尊重すべきという原理であり、憲法学の通説となっている(ここでいう「個人の尊厳」とは、およそ個々人の幸福を指す)。そして、この原理を具体化するための手段として、①基本的人権の尊重、②平和主義、③国民主権(以上三大原則)、④法の支配、⑤権力分立の5つが挙げられるのが通説である。

#### 1-2-1. 基本的人権の尊重

基本的人権の尊重とは、「人が生まれながらにして有する権利」を尊重することであり、自由主義と福祉主義、平等主義から導き出される。

##### (1) 自由主義

自由主義は、個人の自由を尊重し、これに対する国家の干渉を排除しようとする思想である。個人に至上の価値を置く以上、各人の自己実現を保障する必要性から、憲法においては自由主義思想が採用されている。また、統治機構に関しても、権力の恣意的な行使により個人の人権が抑圧されることを回避するため、権力が一つの機関に集中しないように設計されている。

具体的内容としては、人権面では自由権などが、統治構造面では権力分立制(41条・65条・76条)、二院制(42条)、地方自治制(92～95条)、違憲審査制(81条)などが挙げられる。

## (2) 福祉主義

資本主義の高度化に伴い、貧富の差が拡大し社会的弱者が生まれた。夜警国家的な自由主義では、社会的弱者個人の尊厳や生活水準の確保は困難である。そこで、自由主義の「修正」としての福祉主義が採用されている。

具体的内容としては、人権面では社会権(25～28条)などが挙げられる。統治面では行政国家化を促すこととなるが、これは自由主義と緊張関係にあり、一定の限界が存在する。現代民主主義が個人の自由の保障に大きく依存することから、自由主義と民主主義は一体不可分であるという思想(自由民主主義)が一般化し、自由は民主主義に欠かせない概念となっているからである。実際に、日本国憲法でも、個々の自由と国家が衝突する場面において、前者を優先させる趣旨の規定が存在する(違憲審査権による基本的人権の保護など)。

## (3) 平等主義

平等主義には、「機会の平等」と「結果の平等」の2つがあるが、憲法においては原則として前者を指す。

具体的内容としては、人権面では法の下での平等(14条)、両性の本質的平等(24条)などが、統治面では平等選挙(44条)、貴族制度の否定(14条2項)、栄典の制限(14条3項)などが挙げられる。

### 1-2-2. 平和主義

平和主義とは、「平和」に高い価値を置き、その維持と擁護に最大の努力を払うことである。

具体的内容としては、統治面における戦争の放棄(9条1項)、戦力の不保持及び交戦権の否認(9条2項)、文民統制(66条2項)などが挙げられる。日本国憲法は、9条1項で、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と謳っている。さらに同条2項では、1項の目的を達するために「陸海空軍その他の戦力」を保持せず、「国の交戦権」を認めないとしている。

### 1-2-3. 国民主権

国民主権とは、国家の統治のありかたを最終的に決定する権威ないし力が「国民」に存在することである。民主主義が国家制度において表れたものであり、日本国憲法前文では「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、(中略)ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」と表現されている。

具体的内容としては、人権面では参政権などが、統治面では国会の最高機関性(41条)、最高裁判所裁判官の国民審査(79条)、国民票決制(95・96条)などが挙げられる。

### 1-2-4. 法の支配

法の支配とは、権力者の恣意的判断である「人の支配」の対となる概念であり、何人も裁判所の適用する法以外のものには支配されない、という思想・原則のことである。

具体的内容としては、基本的人権の永久不可侵性(11条・97条)、デュー・プロセスの原則(31条)などが、統治面では司法権(76条1項)、裁判官の独立(76条3項)、違憲立法審査権(81条)などが挙げられる。

### 1-2-5. 権力分立

権力分立とは、国家権力をいくつかに分け、その各々を異なる独立の機関に担当させ、相互の抑制・均衡の作用を通

じて権力の集中・濫用を防止することで国民の自由の保全を図ろうとする制度のことである。

日本国憲法における権力分立は、「国会の内閣に対する統制の強化」と「司法権の強化」に特徴づけられる。前者には、国会の最高機関性や議院内閣制が該当し、国民主権主義を守り、行政権力の肥大化による権利濫用の危険増大に対処するためのものである。後者には、行政事件についての裁判権(76条2項)や違憲立法審査権が該当し、法の支配の原理に基づいている。

### 1-3. 制定史

1945年8月14日、日本はポツダム宣言を受諾した。降伏により日本は独立国としての主権を事実上失い、統治権は連合国軍最高司令官ダグラス＝マッカーサーの制約下に置かれた。彼は総司令部(GHQ)を設置し、日本に対する占領統治を開始した。

マッカーサーは、幣原喜重郎内閣に憲法の自由主義化の必要性を指摘し、同内閣は松本丞治国務大臣を委員長とする「憲法問題調査委員会」を設置し、憲法改正に関わる調査・研究を開始した。翌1946年1月、松本委員長は「憲法改正私案」を調査会に提出した。この「私案」は、前年12月の衆議院予算委員会で彼が示した「憲法改正四原則」をその内容としている。その四原則は次の通りである。

1. 天皇が統治権を総攬するという大日本帝国憲法の基本原則は変更しない。
2. 議会の権限を拡大し、その反射として天皇大権に関わる事項をある程度制限する。
3. 国務大臣の責任を国政全般に及ぼし、各大臣は議会に対して責任を負う。
4. 人民の自由および権利の保護を拡大し、十分な救済の方法を講じる。

そして同年2月、この四原則に基づく「憲法改正要綱」が昭和天皇、次いで GHQ に提出された。

このように憲法改正への活動が進むにつれ、国民の間にも憲法問題への関心が高まった。各界各層の人々の憲法に関する意見なども広く報道され、政党や知識人のグループなどを中心に多種多様な民間憲法改正案が発表された(図2参照)。

<図2> 日本国憲法制定期における政党その他による憲法改正試案

#### 【政党その他の団体による憲法改正試案】

20. 12. 27	憲法研究会(高野岩三郎、鈴木安藏、室伏高信、杉森孝次郎、森戸辰男、岩淵辰雄ら)
12. 28	高野岩三郎
21. 1. 21	日本自由党(鳩山一郎総裁)
2. 14	日本進歩党(町田忠治総裁)
2. 24	日本社会党(片山哲書記長)
3. 5	憲法懇話会(尾崎行雄、岩波茂雄、渡辺幾治郎、石田秀人、稲田正次、海野晋吉)
6. 29	日本共産党(徳田球一書記長)(骨子は20.11.11発表)

一方で、GHQ 側も憲法研究会の「憲法草案要綱」や世界各国の憲法を参考に、「マッカーサー草案」を作成した(憲法研究会の憲法草案は、象徴的な天皇制を残しつつ国民主権の原則と直接民主制的諸制度を採用していた)。マッカーサー草案は、先に日本政府が提出した憲法改正要綱に対する回答という形で提示されたものであり、事実上これを拒絶するものであった。GHQ は、マッカーサー草案の受け入れを迫り、政府は受け入れを決定した。以後、マッカーサー草案に基づく日本政府案の起草が行われ、帝国議会の審議を通過したのち同年11月3日に公布、翌年5月3日に施行された。

## 2. 改憲論

## 2-1. 改憲論の起こり

改憲論が初めて沸き立ったのは、1950年代のことである(第一期)。これをはじめとして、改憲論には、第二期(1990年代)、第三期(2000年代)、そして現在(第四期)と大きく分けて4つの流れが存在する。ここでは、各時期における改憲論の歴史について記す。

## 2-2. 経過

### 2-2-1. 1950年代改憲論(第一期)

米ソ東西冷戦を象徴する朝鮮戦争(1950~53)やそれに伴う日本占領政策の転換のための「サンフランシスコ平和条約」の締結(1951)など激動を極めた1950年代は、改憲論が勃興した時代であった。この時期の特徴は大きく分けて4つある。

第1に、占領が終了したこの時期に、保守政党が「自主防衛」「自主憲法制定」を主張し、改憲構想を競い合っていたことである。最終的には、1955年に自由党と民主党が合同し「自主憲法制定」を党是として掲げる自由民主党を結成、衆参両議院の過半数の議席を制する「政権政党」が誕生した(自民党は、結党以来アピールの強弱はあるものの憲法改正を訴え続けている)。

第2に、1951年のサンフランシスコ平和条約の締結直後、日本と「日米安全保障条約」を締結したアメリカが、その後「MSA 協定」(1954年)を結ぶなどして日本に対して防衛力の強化を要求し、改憲の動きをバックアップし始めたことである。米ソ東西冷戦が激化する中で、日本を「共産主義の防壁」とすべく当初の「非軍事化」政策を転換し、日本の「再軍備」を期待するようになったからである。事実、日米安保条約は1960年には軍事同盟化し、MSA 協定における「日米相互防衛援助協定」は、日本に対する軍事援助と引き換えに自衛隊の増強を義務付けるものであった。

第3に、改憲のための「周辺環境」が整備されつつあったことである。すなわち、「憲法9条を変える」といった改憲「論」の次元ではなく、実際に警察予備隊から保安隊を経て自衛隊が生まれ(1954年)、国防会議が設置(1956年)されるなどしたのである。また、当時は、警察や教育委員会、地方自治制度の中央集権化が進み、戦後の民主的な改革をくつがえすいわゆる「逆コース」の政治が展開されたため、この動きに拍車がかかった。

第4に、改憲を具体的に実施するための「段取り」が準備されていたことである。自治庁によって憲法改正手続法が準備(1953年)されたり、改憲発議を容易にするための衆議院への小選挙区制の導入の動きが進められたりしていたことが挙げられる。

つまり、1950年代改憲は、自民党の結成、アメリカの支援、改憲後の統治構想の準備、改憲のための段取りづくり、など改憲派にとって追い風となっていたことが分かる。

しかし、改憲は行われなかった。国民の強い拒否と、反対勢力からの批判を受けたからである。改憲論が強く唱えられるようになったと同時に、国内では第五福竜丸のビキニ水爆事件(第五福竜丸事件、1954年)による被災を契機として平和を求める世論が大きく盛り上がり、全国各地で米軍基地に対する反対運動(1953~56年)が起こるなどした。また、平和を希求する日本国民の世論を背景とした革新勢力が国会議席の3分の1を確保し、自衛隊発足の際には、「自衛隊の海外出動禁止に関する決議」が参議院でなされ、「集団的自衛権の行使は違憲」との政府見解が生まれてきた。

加えて、政府が憲法改正案の作成を企図して1956年に設置した憲法調査会は、会長の選出でつまづいたほか、社会党議員の参加も得られなかった。調査会が設置から1年以上経過して活動を開始した頃には、教員の勤務評定反対闘争(1957年)、警察官職務執行法改正反対闘争(1958年)、そして安保改定反対闘争(1959年)と、国民の平和と人権、民主主義擁護の運動が一層高まりを見せ、もはや改憲どころではない政治状況となった。結局、憲法調査会は1964年に解散し、1950年代改憲論は政治の表舞台から姿を消すこととなった。

## 2-2-2. 1990年代改憲論(第二期)

米ソ東西冷戦の終結(1989年)やそれに伴う東西ドイツの統一(1990年)やソ連の崩壊(1991年)など、1990年代もまた激動の時代であったが、我が国で再び改憲論が高揚ぶりを示したのもまたこの時期であった。この時期の特徴は大きく分けて3つある。

第1に、1990年頃を境として、米ソ東西冷戦の終結や湾岸戦争の勃発(1990年)など、国際情勢が急激に変化したことである。ベルリンの壁の崩壊(1989年)に象徴されるように、90年を前後してソ連東欧の社会主義圏の崩壊・市場経済化が起こった。冷戦終結後、世界の政治地図や軍事情勢は一変した。冷戦時代の後ろ盾を失い、また冷戦時代の負の遺産(大量の武器等)を引き継ぎ民族紛争や内戦が世界各地で激化、泥沼化していった。ソ連崩壊により、「唯一の超大国」となったアメリカは世界各地に対する介入を強めるようになった。そのアメリカが軍事介入を行った湾岸戦争に際して、日本政府が最終的に自衛隊の派遣を断念したことに対し「だから解放後のクウェートに感謝されなかった」「国際社会に後れを取った」「一国平和主義は捨てよ」などの悪罵が飛び交い、以後、「国際貢献」が9条改憲の有力な口実となっていった。そのような中で、1992年には「国際連合平和維持活動」と「人道的な国際救助活動」に自衛隊を派遣できるようにする「PKO協法力」が制定され、1999年には日本の「周辺事態」に際して活動する米軍に対して自衛隊が「後方地域支援」という形で軍事協力を行うことができるとする「周辺事態法」が成立した。

第2に、マスコミや財界による改憲の主張が増大したことである。1950年代の改憲論は、当初から政党を中心に唱えられてきたいわゆる「政治主導」の改憲論であった。これに対して、1990年代の改憲論では、マスコミや財界が新たな担い手として登場したばかりか、むしろ先導役的な役割を果たした。経済同友会は、系統的に安全保障政策の変更・見直しを求める提言を次々に発表し、社会経済生産性本部は、1999年7月から「新しい日本をつくる国民会議」を作り活動している。また、読売新聞社は改憲案を発表してキャンペーンを張り、産経新聞社は歴史の教科書を「自虐的」と批判した。1950年代に比べ、財界やマスコミの社会的影響力は格段に大きくなっており、このような動きが政治の世界における改憲の動きと連動していくようになったのである。

第3に、1990年代の政界再編の状況に影響され多くの党派が改憲の提案をするようになり、また、衆議院への小選挙区制の導入を柱とする政治改革などによって改憲勢力が議会内で大きな勢力となってきたことである。

この時期の改憲論は、1950年代のそれとは性格が大きく異なっている。というのも、1950年代は、憲法改正のための制度作りが行われ、また改正後の統治構想が練られるなど憲法改正に真正面から取り組む姿勢が見られたのに対し、1990年代は、直接憲法を改正しようとせず、周辺法を次々に制定することで憲法改正を導き出そうとする、いわば「外堀」から埋めていくような形がとられたからである。つまり、9条を改正してからそれに基づく周辺法を制定する(総論→各論)のではなく、まず周辺法を制定してから9条改正にもっていこうとした(各論→総論)のである。

## 2-2-3. 2000年代改憲論(第三期)

2000年代改憲論には、1990年代の改憲論からの連続性が見て取れる。両者の間に断絶は見られないものの、これまで述べてきたように、我が国を取り巻く国際状況や国内事情によって改憲論は変化し得るものである。この時期の特徴は大きく分けて2つある。

第1に、アメリカ同時多発テロやイラク戦争の勃発である。2001年、アメリカ同時多発テロが発生した際には、米軍のテロに対する軍事行動の後方支援を可能とする「テロ対策特別措置法」が制定され、2003年にイラク戦争が勃発した際には「武力攻撃事態法」をはじめとする「武力攻撃事態対処関連三法」が成立した。

第2に、2009年に政権交代が起こったことである。自民党は、2001年から改憲の動きを加速させた。同年4月に発足した小泉内閣のもとでは、2004年に小泉純一郎首相を本部長とする「新憲法制定推進本部」と、森喜朗を委員長とする「新憲法起草委員会」が設立された。翌年8月、新憲法起草委員会は「新憲法第一次案」の条文を発表した。さらに、9月には第44回衆院総選挙で与党が圧勝し、連立を組む公明党も合わせると55年体制以降では初めて改憲に必要な3分の2の

ラインを突破した。ただし、参議院では3分の2ラインに達しておらず、また公明党が改憲に消極的だったため、党内では慎重な意見が多数を占めた。10月、新憲法起草委員会は「新憲法第二次案」を審議し、了承した。そして、11月には立党五十周年記念大会で「新憲法草案」を発表した。

2007年5月には、後任の安倍内閣のもとで「日本国憲法の改正手続に関する法律案(憲法改正国民投票法案)」が成立した。しかしこの年7月の参院選で自民党は敗北し、衆参のねじれ現象が生じたため、憲法改正の発議ができる状況ではなくなった。そして2009年8月、第45回衆院総選挙で自民党が歴史的な大敗を喫し、政権は交代した。

2010年1月の参院本会議での各党代表質問に対して、鳩山由紀夫首相は「首相という立場においては特に重い憲法尊重擁護義務が課せられている。私の在任中に、(憲法改正)などと考えるべきものではない。」と答弁したため、2000年代改憲論は頓挫することとなった。

#### 2-2-4. 現在(第四期)

2009年の政権交代で、野党に転落した自民党。しかし2012年12月、第46回衆院総選挙において、単独で絶対安定多数の議席を獲得する大勝を収め、政権奪還を果たした(公明党を合わせれば3分の2を上回る議席を獲得)。また翌年7月の参院選でも、与党勢力が過半数の議席を獲得し衆参のねじれが解消した。安倍首相は、2012年2月に発表した「日本国憲法改正草案」に基づく改憲を意図している。また、他党では日本維新の会やみんなの党らが憲法改正に意欲を見せている(次ページの図3参照)。

<図3>2013年参議院選挙 主な争点と政策比較(The Liberty web より)

	憲法改正 主に9条改正	(96条)	消費増税	原発	TPP
自民党	改憲 国防軍の設置	改憲	容認	地元の理解 求める	賛成
公明党	加憲	慎重?	容認	脱原発	賛成
民主党	明記なし?	先行反対	容認	脱原発	脱退も 辞さない
みんなの党	明記なし?	賛成	反対	脱原発	賛成
共産党	護憲	反対	反対	脱原発	反対
社民党	護憲	反対	反対	脱原発	反対
維新の会	改憲	賛成	明記なし?	脱原発	賛成

#### 2-3. 憲法改正の論点

日本国憲法の改正をめぐる論点は数多く存在するが、ここではその中で主要なものを述べる。

##### 2-3-1. 天皇制

現在、日本国憲法下においては、国民主権の原理が宣言されている。その一方で、天皇の制度を、憲法に規定した国事行為のみを行う「国政に関する機能を有さない」(4条)ものとしてではあれ、日本国と日本国民統合の「象徴」として存続させている(1条)。この象徴天皇制は、「国体護持」を至上の命題とした当時の日本の支配層と、天皇の「権威」を占領政策や戦後日本の体制作り利用しようとしたGHQの思惑が影響している。それゆえに、日本国憲法によって一種「象徴」の地位に「格下げ」された天皇を戦前のような「元首」に戻そうと画策する改憲論が主流となった。2012年、自民党が出した「日本国憲法改正草案」には、天皇は日本の「元首」である旨を明記している。

また、天皇制に関する別の論点としてその「廃止」を訴える意見もあった(これも一種の「改憲」である)。しかしこの中心となっていた日本共産党が2004年に綱領を改正し、「元首」「統治者」ということを認めないという条件のもと、天皇制の是

非については国民が判断すべきであるという趣旨に改めており、また憲法(特に9条や生存権関連規定)改正に反対する立場を堅持していることから、かつてのような強硬な天皇制廃止論は影を潜めている。

### 2-3-2. 平和主義

日本国憲法9条では、戦争放棄と戦力の不保持を規定している。しかしその一方で、GHQの意向で再建された軍事力である自衛隊が存在している。日本占領の期間内で、1947年頃から、米国の対日政策が初期の「武装解除・再武装阻止」「民主化の促進」に重点を置いた方針から、「経済復興」「限定的再軍備」の方針に変換した事が原因である。自民党ら保守的論客は、現在の憲法9条と自衛隊の存在の間の矛盾を解決するために、戦争放棄を定めた9条1項の平和主義の理念は守りながら、9条2項を改正して戦力の保持(自衛「隊」→自衛「軍」→国防軍)を認めるべきと主張してきた。

また2001年にアメリカ同時多発テロが発生すると、テロ戦争で流動化した現在の国際情勢においては、テログループなどを対象とした国防・治安維持を想定に入れる必要があり、第二次大戦当時の大国の事情で作られた9条はもはや現状にそぐわない時代遅れの事項である、との意見も出るようになった。さらに2002年には、小泉首相の北朝鮮訪問によって、過去に北朝鮮が日本人の拉致を行ってきた事実を認めた事が明らかになると、日本が9条を掲げていても他国がこれを無視して日本の国民の生命を脅かす行為を防ぐ事は出来ないとする意見が高まり、9条改正論への追い風となった。

現在、自民党や日本維新の会らが9条改正に賛成している一方、共産党と社民党は反対の立場を明確にしている。また、公明党は改正には反対だが、自衛隊の存在や国際貢献の在り方の項目を追加する「加憲」を検討中である(図3参照)。

### 2-3-3. 新しい人権

日本国憲法が施行されてから65年以上が経過し、この間に時代は大きく変化した。経済が発展するにつれて発生してきた都市問題や、社会の変遷から生まれてきた私人間の問題などが浮き彫りとなったのである。そこで、人々の生活が従来認められてきた人権では十分には守られていなかった、もしくはそもそも守られていなかったという根元的な問題が生じるようになったのである。例えば、高度経済成長の弊害として生じた公害、また地球温暖化に代表される環境問題や、情報化社会の進展に伴い自己の情報をみだりに公開されないようにする、またコントロールする必要性から生じたプライバシーの概念が当てはまる。このような事態は憲法制定時には想定されておらず、これらを保護する権利が明文上存在しなかった。

この、いわゆる「新しい人権」は幸福追求権(13条)を基に肯定的にとらえられてきたが、これらの人権を憲法上で保障すべきであるという意見が出るようになった。自民党は、2012年の「日本国憲法改正草案」において、「環境権」「プライバシー権」「知る権利」「知的財産権」「犯罪被害者の権利」「障害者の権利」を新しい権利として明文化している。

## 3. 提言

これまで、日本国憲法の概要や改憲論の歴史、憲法改正の論点について考察を行ってきた。それを踏まえた上で、私の考えを述べる。

端的に言えば、憲法改正は「すべき」である。いや、むしろ「しなければならない」というべきである。ただし、このように述べるのは、日本国憲法が「自主憲法」ではなくGHQによって押し付けられたという、いわゆる「押し付け憲法論」の立場をとっているからではない。あくまでも日本国憲法が、現行のままでは「時代の変化に対応できない」からである。憲法が「押し付けられたから」「自分達で作ったものではないから」変えるべきなのではない。そもそも、近代日本において内発的に生

み出された概念や制度が存在しただろうか(立憲主義、民主主義、議会制度・・・)。もちろん、その外発的な制度や概念を、最も日本に適する形で運用してきたのが近代日本の歴史でもある。

であるからして、それらの「導入」の形ではなく「運用」の形を問題とすべきなのである(上記のような概念や制度に代わるものが現れ、かつ既存のものよりも優れているという状況は考えにくい)。そこで憲法は、それが現行のままでは適正な運用ができなくなる、すなわち時代の変化に対応できなくなった場合に改正を要するのである。

では、具体的にどの部分を改正するのか。私は、「平和主義(9条)」と「新しい人権」につき改正を行うべきと考えている。以下、それぞれについて述べる。

#### (1) 平和主義(9条)

現在日本では、日本国憲法9条で戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認が規定されている一方で、自衛隊が存在することを上で述べた。これは、憲法制定時とその後において日本を取り巻く状況が一変したことに起因するが、歴代政府はこの矛盾を解釈改憲によって取り繕ってきた。

<参考>

・9条2項「戦力」に関する政府見解(昭和29年、32年、47年)

「戦力の保持を禁止しているという解釈のもと、これは自衛のための必要最小限度の実力を保持することを禁止する趣旨のものではなく、これを超える実力を保持することを禁止する趣旨である」

・9条3項「交戦権」に関する政府見解(平成11年)

「交戦権を伴う自衛戦争と、個別的自衛権に基づく自衛行動とは別概念で後者について憲法上許容されている」  
このような明文に基づかない解釈改憲が濫発されれば、成文憲法の最高性が揺らぎ、機能不全を起こしかねない。そこで、9条に関しては明確な記述が求められていると言える。

そこで、9条に関して「自衛のための戦力としての自衛隊の存在」を明記すべきと考える。国家の果たす役割は、国民の安全を守ることであり、そのために最低限度の戦力を持つのは当然である。そしてそれを担うのが「自衛隊」であり、この存在を憲法上で明らかにし、また「自衛」の範囲に関しても、国民の安全を守るのに十分な範囲すなわち「個別的自衛権」の範囲内として明文化するのが望ましいと考える。

#### (2) 新しい人権

日本国憲法制定時には想定されていなかった「新しい人権」。これらの権利を保障することは、当然時代が要請するところである(保障することにデメリットが存在しないと思われる)。「新しい権利」の具体的内容としては、自民党の「日本国憲法改正草案」(2012年)に記載の「環境権」「プライバシー権」「知る権利」「知的財産権」「犯罪被害者の権利」「障害者の権利」等であるととらえて問題ないとする。

これらの権利を憲法上で明文化し、その詳細については憲法に基づく周辺法で定めるべきである。

### 4. おわりに

現代日本政治の主要なテーマの一つである「憲法改正」。自民党による改憲草案の提出や、政権与党ならぬ「改憲与党」の結成の動きなど様々な形で国民の関心を集めている。しかし、あくまでも憲法改正の主役は「国民」である。憲法改正は、国民の過半数の賛成が得られなければ行われなければならないからである(図1参照)。いかに政治主導で憲法改正に取り組んだとしても、国民の理解が得られなければ改正はなされない。国民の理解とは、「国民のニーズ」とも言い換えられよう。現在の日本国憲法では掬いきれていない部分はどこなのか(人権・統治両面において)。それを考えていくためには、憲法を「知る」必要がある。これは政治にも、国民にも求められている。

「憲法」を意味する Constitution の言葉。これはもともと、con(一緒に) + stitute(組み立てる)という意味である。現在の

日本にはあまりなじみがないように感じられるが、これが憲法における本来の姿なのである。そして、constitute するためにはやはり憲法を「知る」ことが必要なのである。

本研究が、そのための一助になればこれ以上の喜びはない。

## 5. 参考文献

小沢隆一 『ほんとうに憲法「改正」していいのか?』 (2002) 学習の友社

高田健 『改憲・護憲 何が問題か—徹底検証・憲法調査会』 (2002) 技術と人間

加藤一彦 『憲法』 (2012) 法律文化社

小室直樹 『日本人のための憲法原論』第四刷 (2012) 集英社インターナショナル

樋口陽一 『いま、「憲法改正」をどう考えるか 「戦後日本」を「保守」することの意味』 (2013)  
岩波書店

## 6. 資料

衆議院憲法調査会事務局 「憲法制定の経過に関する小委員会報告書の概要」 (2000)

([www.shugiin.go.jp/itdb/kenpou.nsf/.../shukenshi002.pdf](http://www.shugiin.go.jp/itdb/kenpou.nsf/.../shukenshi002.pdf))

自由民主党 憲法改正推進本部 起草委員会 「日本国憲法改正草案」 (2012)

([www.jimin.jp/policy/policy\\_topics/.../seisaku-109.pdf](http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/.../seisaku-109.pdf))

自由民主党 憲法改正推進本部 起草委員会 「日本国憲法改正草案 Q&A 増補版」 (2012)

([www.jimin.jp/policy/pamphlet/pdf/kenpou\\_qa.pdf](http://www.jimin.jp/policy/pamphlet/pdf/kenpou_qa.pdf))